

総務警察委員会記録

開催日時 令和2年9月23日(水) 13:05～14:21

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

岩田 国夫 委員長
藤野 良次 副委員長
西川 均 委員
松本 宗弘 委員
大国 正博 委員
清水 勉 委員
中野 雅史 委員
小林 照代 委員
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山下 総務部長
杉中 危機管理監
前阪 南部東部振興監
大橋 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

報第29号 奈良県国民保護計画の変更の報告について

報第31号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○岩田委員長 ただいまから総務警察委員会を開会いたします。

なお、理事者において浅見行政・人材マネジメント課長が欠席されており、代わりに

藤井課長補佐が出席されていますので、ご了承をお願いします。

今定例会において、密集・密接を避けるため、各委員会室の傍聴人を5人に制限しております。本日、当委員会に対して1人の方からの傍聴の申し出がありましたので、入室していただきますので、よろしくお願いします。この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め5人を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けた議案は、委員会次第に記載のとおり、報告議案2件です。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けた議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案の説明については、9月3日の議案説明会で行われたため、省略いたします。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言をお願いします。

なお、その他の事項については後ほど質問を行いますので、ご了承をお願いします。

質疑、お問い合わせできますか。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、付託議案の質疑を終わります。

当委員会に付託された議案2件、すなわち報第29号及び報第31号中、当委員会所管分については、いずれも報告議案でありますので、理事者より詳細な報告を受けたこととしますので、ご了承をお願いします。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出された陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付しておりますので、ご了承をお願いします。

次に、その他の事項に入ります。

総務部長から、奈良県行政経営改革推進プログラムの取組結果について報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告をお願いします。

なお、理事者におかれては、着席にてご報告お願いいたします。

○山下総務部長 それでは、奈良県行政経営改革推進プログラムの取組結果について報告します。

まず資料1-1「奈良県行政経営改革推進プログラムの取組結果」1ページ目、この

プログラムは「住んで良し」「働いて良し」「訪れて良し」を実現し、健全で持続可能な行財政基盤を確立するため、平成29年度から令和元年度の3年間にわたり、62の取組項目を掲げ取り組んできたものです。取組結果は、記載のとおり、計画どおり実施したものが56項目、計画の一部を実施したものが6項目となりました。

2ページから4ページまでは6分野において取り組んだ主な結果を記載しています。

Iの組織マネジメントでは、職員数を抑制しつつ、フレックスタイム制度の導入、サテライトオフィスの開設、モバイルワークの運用開始など働き方改革の取組を積極的に進めると共に、内部統制基本方針を策定し、内部統制体制の整備を行いました。

IIの財政マネジメントでは、県税収入の確保に努め、県税未収額を縮減するとともに、財政健全化に向けた取組を進め、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の改善が図られました。

3ページのⅢ公共施設のファシリティマネジメントでは、未利用資産等の売却や旧五條高校跡地を活用した公共施設の集約化・複合化を着実に進めるなど、公共施設の質と量の見直しを推進しました。

Ⅳインフラ施設のアセットマネジメントでは、施設ごとの長寿命化修繕計画等に基づき、計画的な予防保全等によりトータルコストの縮減と事業費の平準化を図るなど、効率的・効果的なマネジメントを行いました。

続いて、4ページのⅤ県域マネジメントでは、水道事業、ごみ処理施設の広域化を進めるほか、国民健康保険の県単位化、医療費適正化、地域医療構想の実現の3つを一体的に推進するなど、奈良モデルの取組を進めました。また、企業、大学、県民等との連携・協働に引き続き取り組みました。

これら5つのマネジメント以外の取組として、県民との対話・説明責任の確保・情報発信力の強化では、地域フォーラムの開催等を通じた県政への県民意見の反映や、SNS、スマホアプリを活用したタイムリーかつ分かりやすい情報発信に取り組みました。

このような取組と成果を踏まえ、「もっと良くなる奈良」を実現するため、「奈良新『都』づくり戦略2020」を推進する原動力になるものとして、『奈良県の力』底上げプログラムを昨年度末に策定しました。今後は、この新たなプログラムに基づき、本年度から令和4年度までの3年間にわたり取組を着実に実施してまいりたいと考えています。

資料の1-2は、ただいまご説明した内容について、項目ごとに取組内容等を詳しく

記載していますので、参考としてお目通しいただければと存じます。

○岩田委員長 ただいまの報告、その他の事項も含めまして、質問があれば発言をお願いします。

○清水委員 では、4点質問します。

まず、本年4月1日に施行された奈良県自転車条例（奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例）についてお伺いします。

第13条で高齢者のヘルメットの着用の努力義務が規定され、第14条及び第15条で自転車損害賠償責任保険への加入について記載があり、第16条で県や学校施設設置者、販売業者等の情報提供について、それぞれ義務化が行われています。

まず第13条ですが、県警察のホームページ等を見ると、着用される方の率が書かれているのですが、スポーツ自転車にお乗りの方が着用され、ふだん、町中を見ても、65歳以上の方でヘルメットを着用されている方をあまり見受けることがありませんので、これについてどのように広報されているのか。また、地元市町村とどのような連携されているのか。この点についてお伺いします。

○末武安全・安心まちづくり推進課長 高齢者に対して、昨年条例が10月15日に公布され、4月1日にこの努力義務が施行になりましたが、それらに対して啓発ポスター、それからリーフレットを通じて、これを市町村や高齢者団体、あらゆる機関に配布させていただき周知を図るとともに、自転車条例の総合相談窓口を設け各相談に対応してきたところです。また、高齢者団体には、県の老人クラブ連合会を通じ、リーフレットを配布し、周知に努めてきました。

○清水委員 なぜこれを問うかということ、事故率が高く、死亡率も一番高いのが高齢者であります。その中で死に至らないようにみずから自分の体を守っていただかないといけない。そのため、第13条に規定が盛り込まれたわけですが、現実、町の中を見ても、例えば自転車で買物に行かれる姿を見ても、ヘルメットを着用されている方は見受けることが本当にありません。

今後、もう少し啓発のやり方、先ほど老人クラブ連合会も含めてというお話でしたが、もっと積極的な対策が必要だと思いますので、県警本部とも一緒になって取組をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、第14条、第15条の自転車損害賠償責任保険の加入状況についてご報告をお願いします。

○末武安全・安心まちづくり推進課長 現在、県民アンケートを用いて、自転車損害賠償責任保険の加入状況について調査しています。参考ですが、県民アンケートによる条例制定前の令和元年度の保険加入率ですが、61.9%でした。これについては、先ほどと一緒にですが、ポスター、リーフレットを用いて広報啓発し、また、保険会社14社と協定を結び、周知啓発に努めているところです。

○清水委員 昨年度で61.9%、約62%ということですが、目標値としてどれぐらいを求められているのか。例えば全国平均でどれぐらいあるのか。奈良県の位置がどのあたりなのか。それにもよると思いますので、そこも併せてご報告いただきたいと思えます。

○末武安全・安心まちづくり推進課長 保険加入率の全国平均ですが、全国的には約7割前後と承知しています。奈良県についても、令和4年度をめどに県民の保険加入率を70%に引き上げることを目標にして取り組んでいます。

○清水委員 平均がいいかどうかというのは議論しないといけないと思うのですが、目標の設定値は、もう少し高いほうがいいと私は思います。全国平均に並べば、それで正解みたいなことになってしまいますので。例えば各年度のKPIをきちんと決めていただき、そのために何をしていくかということが大事だと思いますので、ぜひとももう少し高いレベルの設定をお願いしたいと思います。

あと、第16条の規定にある学校の設置者や自転車販売事業者に対する情報の提供を実際にどのような形でされているのかご報告いただきたいと思えます。

○末武安全・安心まちづくり推進課長 情報提供について、まず市町村にはポスター、リーフレットを作成し、配布しています。各学校に対しては、子どもを通じて家庭に渡るようにリーフレットを配布しました。また、事業者に対しては、商工会、自転車販売店も自転車協会を通じてポスター、リーフレットを配布し、周知させていただいているところです。

○清水委員 ぜひとも、この条例の趣旨を全県民に理解をしていただき、高齢者並びに自転車利用者の方が事故に遭わない、仮に事故に遭ったとしても軽傷で済む、また損害賠償をきちんと保険で手当てできることが目的ですので、全ての利用者がこのことを知っていただくことから再度広めていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

2点目、代表質問の1日目に国中議員から、信号機のない横断歩道の事故率が高く、どうしているのかという質問があったと思えます。私自身、ほぼ毎日自宅から事務所ま

で歩いていくわけですが、そのときに信号のない横断歩道が2か所あり、どちらを渡るうかといつも迷うのですが、どちらを渡ろうと歩く意思を示しても、まず止まっていただけない。歩行者に対する意識が非常に奈良県は低いと今さらながら実感しています。これをもっと根本的なところから改める必要があるのではという気がします。先進的な事例も含め、そのあたりを今後どのようにしていけば改善できるのかということも含めて、ご答弁いただけたらと思います。

○山崎交通部長 横断歩道の歩行者の現状については承知しており、横断歩道は歩行者優先であることは、単なるマナーではなく、守らなければならない、罰則もある交通違反であることを再認識していただくために、ここ数年、横断歩行者妨害等違反取締りを強力に実施しているところです。これに加え、運転者の横断歩行者を保護する意識を向上させることを目的として、県内事業所自ら横断歩道歩行者優先を実践していただく横断歩行者保護宣言事業所を昨年7月から募集し、本年8月末現在で685事業所に参加をさせていただいております。

一方、歩行者の対策としてJAFが行ったアンケートによると、信号機のない横断歩道において運転者が一時停止しない理由に、歩行者が横断歩道にいても渡るかどうか分からないというものが多数あったことから、横断時には手を挙げる等の合図を行い、運転者に意思を明確にするよう交通安全教育を行っています。

また、現在、県警察では、県民の皆様に横断歩道に関する法令を広く周知するための動画を作成し、ユーチューブやケーブルテレビで配信しています。引き続きこれら諸対策を推進し、信号のない横断歩道における歩行者の安全確保に努めてまいります。

○清水委員 なかなかドライバーの皆さんに伝わっていないのが実態だと思います。

私の自宅のところは2車線ですが、割と広い道路です。駐車されている車両が横断歩道の近くに止められ、その横断歩道を歩行者が渡る場合、大分前まで出ないとドライバー自身が歩行者を認識できない、仮に歩行者が手を挙げていても認識できないのです。このため、歩行者に渡る意思があるかないかという確認が、なかなかドライバーもしにくいのが現状だと思います。

先ほど事業者にご協力をいただいて、600事業所以上、横断歩道で止まる、そのような横断歩行者保護宣言事業所を募集し、ドライバーさんに癖をつけていただいているということですが、現実、横断歩道の手前で止まると、後続車両はその事業者が何か用事なのではと思って追い抜く可能性があるわけです。追越し禁止であっても追い抜いて

いく。その目の前に歩行者が現れ、ひかれそうになった。私も数回、危ない思いをしたことがあります。

ただ、それを責めても仕方がないと思うので、今、子どもに対しては交通安全教室を積極的にやっています。子どもの頃から、癖をつけていって、奈良県の交通マナーを全国一にするという目標設定も僕は必要だと思いますので、何らかの免許の切替えのときでも、その動画を見ていただくと先ほど言っていましたけれども、それ以外にも根本的にやるべきことがあるのではないのかという気がするのですが、そのあたりはどうですか。

○山崎交通部長 今、清水委員お述べのとおり、子どものときから教育を継続し、大人になれば、また子どもにそれを伝えていくということが本当に重要なことと思っています。県警としても、取締りに併せ、そのような交通安全教育を充実させていきたいと思っています。

○清水委員 県警のホームページにJ A Fが調べた結果が載っていますので、ご披露しておきますが、信号機のない横断歩道の車の一時停止率は、令和元年度のJ A Fの調査で、奈良県16.1%、ところが長野県は68.6%なんです。地域によってこれだけ差があるということは、やっぱり何らか培われているものがあるのではという気がしますので、今、山崎交通部長がおっしゃったように、三つ子の魂百までですから、小学校のときの交通安全教育で学んだこと、それが中学校に入るとたちまち忘れてしまう。そうならない追跡の教育が必要ではないかという気もします。小学生のプログラムだけでなく、もう一つ、中学生や高校生への交通安全教育も私は必要だと思いますので、ぜひともそのようなことも考えた上で、対策をよろしく願いしておきたいと思っています。

もうあと2点、定員管理の適正化について、お伺いします。

先ほど配っていただいた奈良県行政経営改革推進プログラム、これに代えて『奈良県力』底上げプログラムが策定されました。その中で定員管理の取組として、本県では厳しい財政状況を踏まえ、スリムで効率的な組織体制を構築するため、平成11年度以来平成30年度末までに1,031名の減員が行われました。歳出予算の約3割を占める総人件費の抑制のために、引き続き、適正な定員管理を行うと記載されています。

まず、過去5年間の人件費の決算に占める割合について、パーセントで構いませんのでよろしくお伺いします。

○中野人事課長 退職手当を含む総人件費の決算に占める割合ですが、平成27年度が

29.5%、平成28年度が30.8%、平成29年度が30.3%、平成30年度が29.3%、最後、令和元年度については28.4%となっています。

○清水委員 経常経費の中で一番高いのが人件費ですので、何とかこの人件費を抑制しないと、経常経費率がよくなるということはないと思うのですが、おおむね30%前後でずっと推移をしているということだと思います。

次に、非常勤の職員数について伺いたいと思います。

全体の把握で結構ですが、本年度の4月から会計年度任用職員の制度が導入されています。これに伴って、過去の非常勤の職員数と、この4月以降、今現在でも構いませんが、どういう配分になっているのか、数値でお示しをお願いしたいと思います。

○藤井行政・人材マネジメント課長補佐 会計年度任用職員の職員数についてお答えします。

会計年度任用職員制度の導入前の職員数としては、平成30年度に行われた総務省調査への回答結果に基づき平成29年度実績で申し上げますと、イベント対応のために短期間任用される職員も含め、知事部局において日々雇用職員を約700人、嘱託職員を約350人任用していました。

一方、導入後の職員数についてですが、令和2年8月時点での会計年度任用職員人事管理システムの登録状況に基づいて集計したところ、知事部局において会計年度任用職員は約940人、また、専門的な知識、経験、知見に基づき県に対して助言等を行う特別非常勤職員については約60人となっています。

○清水委員 いずれも人数的には1,000人前後だと思いますが、同一労働同一賃金ということもあって会計年度の任用職員が制定されたわけですが、人数以外に、こうなると、支出の総額は人数が変わらなければ増えるという理解でいいですか。

○中野人事課長 会計年度任用職員の制度は、本年度4月からの運用ですが、清水委員お述べのとおり、非正規職員と一般的に言われている同一労働同一賃金という原則の下、処遇の改善を行うことが一つの考え方でした。この4月以降、昨年以前の給与体系からは制度を改正し、諸手当、期末手当などを含む処遇改善を図ったところですが、人件費に関しては、その分のかさが上昇したということはありません。

○清水委員 同一労働同一賃金に対しては、当然そうあるべきだと思うのですが、行政経営のことを考えると、当然のことながら経常経費を圧縮していかないといけないという反面もあるわけです。

この『奈良県の力』底上げプログラムについてですが、常勤職員数については、令和5年4月時点の職員数が、令和2年4月時点の職員数を上回らないよう現状の定員を維持しつつ、常勤職員数と会計年度任用職員数との総和に占める会計年度任用職員数の割合を10%台で堅持すると書かれているのですが、この10%台に決めた根拠ですが、どこからこの10%台が出てきたのか、何か理由があればお答えいただきたいと思えます。

○藤井行政・人材マネジメント課長補佐 現時点の常勤職員数と会計年度任用職員数との総和に占める会計年度任用職員の割合を算出した16%を基本として、数値として10%台を堅持したいと思っています。

○清水委員 私の言っているのは、堅持ということは、堅くそのまま保持するということです。変えませんか。本当にそれでいいのか、ちょっと違和感があります。

さきほども言いましたが、行政経営する以上は、経常的な経費である人件費をどうにかしていかないといけないということは、誰が考えても分かるわけです。ところが、この現状16%を基本として10%台を堅持するということになれば、常識的に考えると、10%から19%まで、この幅の中で会計年度任用職員についてはその数を決めますと言っているようにも受け取れます。

さきほどKPIの話をしました。何らかの改善の方向を出すのであれば、行政職員全体のキャパのこともそうですが、相関性を考えた上で、その部署その部署での適切な数字が必要だと思います。今後の行政経営のことも踏まえ、どういう方向でやればいいのかというのは、どこの市町村や都府県もみんな同じことで悩んでいるわけです。どうやったら行政改革がうまくいくのか。奈良は奈良モデルという形で水平・垂直連携を強化していただいていると思いますが、それでもなお人口が減っていくのに、どうやったら行政経営がうまくいくのか。そこがポイントだと私は思います。

山下部長、将来のことについてお答えをよろしくお願ひしたいと思えます。

○山下総務部長 今、会計年度任用職員の数とその占める割合から行政経営ということについてお尋ねいただきましたが、清水委員お述べのように、会計年度任用職員のやっただく仕事の質をしっかりと分析していくことが必要だろうと思えます。まさしく底上げプログラムでは、10%台と、10%から19%まで、物すごい幅を持たせているところがあり、堅持という言い方についての表現ぶりもおっしゃっていただきましたが、その中で実際に仕事の中身をどう整えていくかということが、ここ何年間かの課題だと

認識しています。

もともと日々雇用職員の方から、言い方は悪いのですが、自動的に会計年度任用職員になっていただいているという側面もないとは言いきれませんので、その仕事の中身についてしっかりと分析しながら、必要数を割り出していかなければならないという認識は課題認識として持っているところです。

○清水委員 ぜひとも、それぞれの部署で必要人数が異なると思いますので、それらも踏まえて今後の方向性をきちんと出していただきたいと思います。ある部署では、ひよっとしたら20%を超えるかもしれないのです。そうでない部署、もう少し短期間で済むような場所については超えないと、トータルとして16%云々ということになると。これは平均化されてしまいますので、どの部署がどうなったのかということがはっきり分からないわけです。ですので、部署ごとに研究をしていただき、適正な数値を見いだしていただけるように要望しておきます。

最後に、この10月7日までだったと思いますが、現在、国勢調査が行われています。私も少し怠けていて、まだ回答していないのですが、今回、インターネットを經由して報告ができ、簡略化できています。その結果を見ないと分からないかもしれませんが、人口が恐らく減少していつている事実はもう間違いないと思いますので、国勢調査の結果を踏まえて、各市町村行政の現状の在り方、そして今後の在り方について、間わせていただきたいと思います。

総務省に第10次定員モデル、総務省の定員管理適正化を図るページのところに定員モデルが出ています。恐らくもう各市町村の総務担当、人事担当の方はそういうことをご存じだと思いますので、その内容を踏まえて分析をされた数字について奈良県がどのような指導をされているのかということも含めてお伺いをしたいと思います。

○森本市町村振興課長 清水委員お述べのように、人口減少や厳しい財政状況等を踏まえると、市町村において行政サービスをより効率的、効果的に提供するためには、定員管理を適正に行うことが必要と考えています。県では、毎年度、国の定員管理調査に合わせて、県内全市町村の人事担当者と面談し、4月1日時点の総務や民生、教育などの各部門別の職員数について、前年度との比較や、類似団体との比較をしています。これは人口規模や産業構造が類似している団体同士を比較し、類似団体より超過傾向にある部門については、その原因を分析するとともに、外部委託や共同化の検討について助言を行うなど、市町村定員適正化に向けた取組を支援しているところです。この結果につ

いては、毎年給与の状況とともに報道発表を行っており、県民の皆様にもお知らせしているところです。

清水委員がおっしゃった総務省の定員モデルについては、部門ごとの行政需要に関係する統計数値を活用し、職員数を試算できる資料ではありますが、先ほど申し上げたように、現時点においては類似団体による比較をしています。この類似団体の比較自身は有用な比較手法だと考えていますが、今後は、この定員モデルも併用して市町村の定員管理をサポートしてまいりたいと考えています。

○清水委員 国勢調査の結果がどうなるのかを待ってから、改めてこの件については追跡していきたいと思います。特に奈良県、39市町村、中核市から人口400人台の村まであるわけですが、住民の皆さんのために行政職員が一丸となれるような体制がどこにあるのかということは、県として放っておくわけにいかないと思いますので、今後とも研究をしていただき、郷土奈良県がよくなるようにぜひとも考えていただきたいと思っています。

○小林（照）委員 私は3点質問します。

初めに、先ほど報告がありました奈良県の行政経営改革推進プログラムの取組結果で、計画の一部を実施したものが三角で、その中に59の附属機関の在り方の見直し、附属機関の委員の選任について、女性委員が横ばい状況で推移していることが挙げられています。このことについて、現在の状況ですけれども、女性が一人も委員になっていない委員会、審議会はどのぐらいあるのでしょうか。また、女性委員の割合は何%になっていますか。目標は何%を目指しているのでしょうか。そして、これを克服するのにどのような課題があるのか、お聞きします。

○藤井行政・人材マネジメント課長補佐 現在、女性委員の登用率は平成30年3月31日時点では30.9%で、令和2年3月31日時点で31.3%。このことから、プログラムではほぼ横ばい状態と書いています。

目標ですが、平成30年4月に制定した附属機関等の設置及び開催・運営に関する要綱の中で、女性委員の登用率を40%以上にすることを目標に定めており、現時点で40%に満たなかったということで、プログラムでは一部実施としています。

○小林（照）委員 女性が一人も委員になっていない委員会や審議会の数は分かりますか。どのぐらいあるのでしょうか。また、40%を目指すということですが、40%を目標にするには今後どのような課題があるとお考えですか。お聞きします。

○藤井行政・人材マネジメント課長補佐 女性委員がいない附属機関は、すみません、今手持ちでないので、また調べさせていただきます。

現時点の課題ですが、女性の登用が十分に進まない理由としては、分野によって学識経験者、専門知識や資格、経験を持った人に女性が少ない場合や各種団体、業界の代表者、役員、構成メンバーに女性が少ないといった要因があると考えています。

こうした課題に対応するため、早期から女性の適任者を探す努力を続けることはもとより、女性が少ない分野で委員を選任する場合は、狭義の専門領域に限定せず、関係領域まで広げて女性の母集団を拡大する、団体推薦を受ける場合は女性を優先的に推薦するよう各団体へ働きかける、または、長や役員等に限定した推薦依頼は行わない、そのほか団体推薦の見直しや公募委員の拡大等、委員構成の見直しを行うといった取組の検討が必要と認識しています。

今後、こうした取組を各所属において検討いただき、さらなる女性の登用拡大を進めていくために、当課としても、どのような具体的な方策を講じることができるか検討してまいりたいと思っています。

○小林（照）委員 要望や意見を申し上げたいと思いますけれども、最近、ジェンダー平等という言葉が随分言われており、性的傾向や性自認で差別されることなく、誰もが尊厳を持って生きられることが大事だと。多様性を認め合う共生社会の核心となるのが、このジェンダー平等という考え方だと思います。

今、この言葉がもう国際的な共通の目標になっています。日本では、このジェンダーギャップという指数が153か国中121位と、これは今年の12月に世界経済フォーラムが発表した数字なのですが、過去最低になっています。初めて発表された2006年は115か国中80位だったので、日本は低下している状況です。

ですから、この附属機関の委員あるいは国会議員、公務員、管理職、裁判官、研究者、そのような委員や職の女性比率を高めていくことが非常に大事ではないか、目標とするべきではないかと思います。

非常に興味ある新聞記事があり、「男性政治家ばかり」というツイートが広がっているそうです。この違いは何だということ、日本とフィンランドの政治風景をそれぞれ象徴する比較写真がツイッター上で話題になっていると。1枚は、首相を中心に男性ばかりの党幹部が並ぶ写真、もう一枚は、フィンランドの30代女性首相と女性閣僚がそろって写ったものだそうです。この写真が並べられ、女性の政治感覚の遅れを嘆くツイ

ートが、今国内で広がっていているという記事がありました。ぜひ女性が政治に参画する機会も、附属団体のこの委員の数なども、ぜひ高めるということを目指していただきたいと思います。

次にお尋ねをしたいのは、西奈良県民センターに関してです。実は現在、奈良県が活用を検討している低未利用地が、施設や土地を合わせて、何か所、どのようなものがあるのか、お聞きします。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 県が保有する低未利用資産については、現在92あります。

○小林（照）委員 その中で、現在検討中の資産は何か所で、それは具体的にどのようなものでしょうか。お尋ねします。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 ファシリティマネジメント推進本部会議を設置し、利活用などについて検討しています。昨年度、この会議で検討した資産は8資産あり、具体的に資産名を申しますと、旧奈良工業高校跡地、法蓮公舎跡地、県営住宅旧小泉駅前団地、大和郡山市白土町県有地、旧高田東高校、旧志貴高校、西奈良県民センター跡地と、近い将来休館が検討されている社会教育センターについても昨年度検討しましたので、合計8資産について具体の検討をしたところです。

○小林（照）委員 検討中の一つである西奈良県民センターは、1971年8月に鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積1,066平方メートル、ホールや和室などを備えた新旧住民の交流の場として、県民生活に関する相談業務、住民の自主的レクリエーション、体育・文化活動を目的として建てられたものです。

地域の皆さんから、住みよい登美ヶ丘をつくる会という会ができ、西奈良県民センターの跡地利用について、県に住民同士の交流の憩いの場となる、防災施設も含めた公的施設の実現の要望が出されています。

3月の総務警察委員会で山村議員が質問をした際、当時の総務部長が、周辺住民から要望を受け、どういう整備にするのか、一番よいやり方を提案したいと考えていると答弁いただいております。そして、児童室や会議室を希望されていることについて、奈良市ともよく協議して考えていきたいと答弁されました。住民の皆さんは大変大きな期待を持たれたわけですが、その後、今日まで、この西奈良県民センターの跡地についてはどのような検討をされ、どういう動きになっているのでしょうか。お聞きいたします。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 小林（照）委員のおっしゃった団体から要望さ

れている施設は、多目的ホールや児童室、会議室などを備えた、いわば地域の集会所や公民館的な施設であると私どもでは考えています。

住民団体からも要望がありましたけれども、先ほども申しましたファシリティマネジメント推進本部会議で、西奈良県民センターは土地も更地なので、専門家にもご意見を伺い、専門家からは、例えばカフェなどの飲食系の施設や商業施設、あるいは地元向けの公共施設、あるいはランドマーク的な活用など幅広に様々な意見をいただいたところです。

総務警察委員会の後、3月末にファシリティマネジメント推進本部会議で、こちらの跡地の活用案については、都市計画の線引きとして、現地在が第一種低層の住居専用地域なので、住宅や店舗についても兼用住宅で50平方メートル以下、建築物の延べ床面積についても、非住宅部分が2分の1未満など、用途が限定された使い方しかできないこともあり、ファシリティマネジメント推進本部会議の案としては、地元の言われている要望もありますが、まずは奈良市へ施設設備されないか打診して、市で整備する場合は市に売却なり貸付けすると。もし市で活用しない場合は民間への売却、貸付けなどによる活用を検討すると、このような案を決定したところです。

この決定を受け、本年度になり、コロナでしばらく空きましたけれども、奈良市に活用の意向について知事名の文書で7月9日に正式に照会させていただきましたところ、奈良市からは活用の意向はないという市長名の文書回答をいただいたところです。奈良市の回答、要望のあった地区には、当時はあまりそのような公民館的なものがなかったのかもしれませんが、今はいろいろ公民館もできていますので、地域でのバランスとか、そういった配置を検討されて活用の意向がないと回答されたのではないかと、あくまで推察ですが、そのように考えております。

要望されているような施設は、県で整備するものではなく、基礎自治体である市が整備すべきものと考えています。市がそのような回答をされましたので、県としては売却に向けて手続を進めていかざるを得ないと考えています。

○小林（照）委員 結論的には、皆さんが要望された施設は、市が計画をされるということであればそのように進められるけれども、その返事が、その考えはないということだったので、今、民間への売却という方向になっているということですね。

登美ヶ丘の住民の方々からは強い要望が出ており、経過も含め、少し前にどのようなものだったのかということを知りたいと聞かれていますので、直接会ってきちんと経過なども話

していただく、それで住民の方たちが、自分たちの求めているものということでご要望が改めて出てくるかとは思いますが、そのような機会はずいぶんつくっていただきたいと思っています。これは住みよい登美ヶ丘をつくる会からも要望されていますが、そのことについてはどうでしょうか。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 住みよい登美ヶ丘をつくる会からは、また面会をしたいというようなお話も先週電話がありましたので、面会はさせていただこうと考えていますが、答えについては今申し上げたような答えにならざるを得ないと考えております。

○小林（照）委員 分かりました。とにかくきちんとお返事を、また話し合う機会をつくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

3点目、最後に警察にお伺いします。

平群町のメガソーラー建設計画についてご存じかと思えます。既に県からの開発許可も出されていた案件で、少し説明しますと、生駒郡平群町の山林48ヘクタールを開発して太陽光パネルを敷き詰めるメガソーラーの建設が計画されています。予定地の櫛原地区は広葉樹林に覆われて田畑に農業用水を供給しており、環境破壊や災害発生など、住民の暮らしと命に大きく関わるとして、住民による反対運動が今大きく広がろうとしています。

この計画を知った住民の皆さんは、本年1月に平群のメガソーラーを考える会を結成されました。この建設計画では甲子園球場の1.2倍に6万枚のパネルを設置し、削る土は110万トン、4トントラック27万5,000台分、山を削り谷を埋めることから、計画の危険性や問題点を町民に知らせて、町と県に情報公開や住民説明会、環境アセスメントの実施を求めておられるところです。

8月16日に集会を開き、建設計画を決議し、事業者が町道に送電線を埋める工事について強硬姿勢に出たために、メガソーラー送電線の町道使用の中止を求める署名に今取り組んでおられます。建設送電線は2万2,000ボルトで、高圧線の工事により子どもたちの通学路でもあり、農業や商売の皆さんのなりわいの道でもある町道が封鎖されたり、一方通行になっています。

そこでお聞きしたいのは、道路管理は町ですが、道路使用許可は警察です。道路使用許可の要件は一般的にどのようなになっているのか、お聞きします。

○山崎交通部長 道路は不特定多数の人や車が通行する目的で造られておりますが、小

林（照）委員お尋ねの道路工事については、道路交通法により道路使用許可を得ることが必要と定められております。申請を受けた警察署では、一定の要件を備えている場合には許可をしなければならず、この要件については、交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、もしくは許可に条件をつけることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき、また、交通の妨害となるおそれはあるが、公益上または社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき、このいずれかに該当している場合です。

○小林（照）委員 高圧線の電線についてですが、道路法施行令では、できるだけ道路に埋めないようにということを規定しています。道路法の立場からいえば、送電線は地上に設けることを求められているということだと思います。平群町のメガソーラーの建設計画については、住民の皆さんからの声もたくさん出ていますし、その中で要望するのですが、総合的に見て道路の使用許可はしないいただきたいと思います。適正な審査をお願いします。

○大国委員 私から1点質問します。

まず、警察署について、県民から見た警察署というのは、非常に地域の安心・安全につながる施設だということでもあります。各種手続、あるいは相談など様々な業務が県民から見ればあるとは思いますが。

今議会で一般会計補正予算には耐震化の予算が盛り込まれているところですが、私は、それとは違い、この老朽化が進んでいるということも確かにあるのですが、それに加えて非常に手狭になっているところが気になっています。

多分県下で、各署によりますが、老朽化だけではなく、そのような問題もあるのではないかと考えているところです。それに加えて、今、コロナ禍のソーシャルディスタンスということで、待合せができるスペースなど様々に配慮をしないといけない状況下で、課題が増えているのではないかと思っているところです。こういったいろいろな課題も踏まえ、この警察署について今後どのように施設を更新されていくのか、お尋ねしたいと思います。

○兩宮警務部長 警察署を含め、警察が管理する施設は多数ありますが、耐用年数が残っている施設でも老朽化が進んでいる施設があり、また、建設当時に比べ業務多様化により警察官が増員され、手狭な状態になっていることや、また、施設設備が時代に合ったものになっていない状況があることは認識しているところです。

そのため、これまで施設の不具合発生時や業務多様化に合わせて、その都度必要な改修や整備等を行ってまいりましたが、今後は奈良県公共施設等総合管理計画に基づく個別計画を策定し、耐用年数まで使用するための長寿命化対策、高齢者をはじめとする来庁者の利便性や業務の機能向上に向けた整備を計画的に行ってまいりたいと考えています。

また、耐用年数を迎える施設や手狭となり業務に支障が生じる施設の建替えについては、今後また財政当局と協議して計画的に整備を進めてまいります。

○大国委員 様々に課題は認識されているということであります。

私も常日頃から感じていますが、県民の皆さんからのいろいろな手続とか、相談を受けるのに、なかなかスペースがないのではないかとということです。私も今回質問させていただいている元になった経験をしたことがあります。警察の方に聞くと、「ここしかないのです」ということで通されたのが、いわゆる取調室です。現場はご苦労されているなということは非常に感じました。「ごめんなさいね。ここしかないのです」という感じですが、やっぱり県民からすると「えっ、ここ」という感想をどうしても受けてしまいます。

そういうことも踏まえて、現場でご苦労されている反面、今、耐震化というのは大事ですが、県民から見れば、耐震化だけではなく、本当に、冒頭申し上げたように、地域の安心・安全の拠点という観点から、誰もが安心して警察署に行って相談、あるいは各種手続等、多様な業務ができる体制が必要ではないかと思っています。これは警察本部だけではなく、当然県庁全体の問題でもあると思っています。このような問題について、各警察署で相談を受けるための施設の現状はどのようになっているのか、2点目にお尋ねしたいと思います。

○雨宮警務部長 各警察署における相談を受ける施設ですが、各警察署と分庁舎には相談専用の部屋をそれぞれ設けており、相談の受理に当たっては、相談者の心情やプライバシー保護を踏まえ、当該部屋の使用を基本としています。ただ、相談が重なることもよくあることから、その際には、プライバシーに配慮しつつ他の部屋も使用しています。

先ほど大国委員ご指摘のありましたように、取調室についても個室でプライバシーが確保できるという観点から、事件などの相談については取調室を使わせてもらうこともあります。

○大国委員 現状は今答弁ありましたけれども、非常に苦労されています。現場に行く

と、もう生の声で、刑事さんも、そういう気を使って、プライバシーといえはそのとおりなのですが、一般県民からすると、イメージ的には、多分そんなに行くことはないと思います。テレビで見るぐらいしかいかも分かりませんが、あまり進んで行きたくない部屋であり、そのようなことも踏まえて、今後の長寿命化計画等には、耐震化だけではなく利便性、安心・安全を踏まえて、考えていく必要があるのではないかと。ぜひとも総務部長に一度行っていただいたら、どういうところで現場の方はご苦労されているのかということ、私は行って肌で感じております。そういった方たちのご苦労を実らすためにも、県全体として考える必要があるのではないかと考えていますので、ぜひともそういう観点で、今後のこの警察署の在り方という広い話になりましたが、現場も気持ちいい、県民の皆さんも気持ちいいという職場になればという願いを込めて今日は質問させていただきました。そのようなことで意見とさせていただきます。

○中野委員 通告はしていませんが、奈良モデルのさらなる推進のところに、たまたま水道ビジョンの策定が書かれていましたので質問をさせていただきたいと思います。

先日の中川議員の質問で、大和郡山市が水道局の貯金部分、28億円を一般会計に繰り入れた件で、水道局長が、そういったことは一体化のメリットを阻却してしまうと答弁され、大和郡山市の手法を批判されています。

聞きたいのは、「阻却」とはどういう意味ですか。

○山下総務部長 私も新聞記事で中野委員お述べの阻却という言葉を見ましたが、広域連携を進めていくに当たって阻害要因であるという言葉の使い方ではと認識しています。

○中野委員 それで、阻害ということになると、非常に邪魔をしているということに繋がっていくわけです。これは市民として、藤野委員もいらっしゃるけれども、そのような言葉の用い方は悲しいのです。

水道局長のおっしゃっている意味も全く分からないわけではなく、理解するべきところは理解もしていく必要があると思います。でも、どうもそのような言葉を使うと、何か悪いことをしているのかというような、さらに、その話をしていると、大和郡山市の水道局は、大和郡山市で使うことはそんなに悪いことなのかという意見も事実、私のところにたくさん来ています。メールも来ました。そういうことは今、水道局の関係の方がいらっしゃらないので、細かいことは聞きませんが、たまたまファシリティマネジメントということでこのようにあったものですから、水道局以外の方のご意見としてどうなのかなとお聞きしたいと思うのですが、もう一度答えていただけますか。

○山下総務部長 今、ここにもありますように、奈良モデルとして県域水道の一体化とすることを進めております。その中で、いわゆる資産や負債も共有しながら一体化を進めていこうという考え方で、実は水道局の水道事業は特別会計で、料金と補助金等々の収入から必要な施設整備を進めていくという考え方にあるものですから、一般的な考え方とすると、料金収入を取って一定留保されているお金は今後の水道施設の更新とかに使うべきものなのではと思いますので、水道局長の思いとしても、できれば水道で入ってきたお金については水道で、みんなで共有して使わせていただきたいという意図だったと思っています。

○中野委員 それはそれで正しく、全てが間違っているとは思わないわけですが、市が80億円ほどある資産のうちの28億円を移したというのは、それなりの意味があるわけですから、その部分をしっかり言ってやらないと。そうしたら、この資産を全部移したらどうなるのかという話にもつながるわけで、確かに意味があるのです。ですから、その意味の部分をもう少し説明していただけたら幾らか気持ちも楽になるのではと、僕も藤野委員もそのような疑問を抱かなくてもいいのではと、悲しさも少し和らぐのかなと、そう思うところです。また水道局の関係者の方と話をしますので、これで終わります。

○岩田委員長 山下総務部長、そのように水道局にもお伝えください。

ほかになれば、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長に一任お願いできますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。ありがとうございました。